

予 算 執 行 伺 (本庁)

知事 _____ 副知事 _____ 出納長 _____		決 裁 欄 決 裁 27.2.27 地域安全政策課	
会室長 _____ 基地防災 秘書 秘書課 秘書 統括監 課長 班長 課員 (見) (山) (城) 課長 副参事 班長 主幹 課員 (池田) (山) (城)		(起案者) 知事公室 地域安全政策課 氏 名 [REDACTED] TEL [REDACTED]	

起 案	平成27年 2月25日	決 裁	平成 年 月 日
-----	-------------	-----	----------

平 成 27 年 度	会 計 (特別会計名) 一 般 特 別	款 総 務 費	項 総 務 管 理 費	目 諸 費
節 委 託 料 (細節)		予 算 残 額 73,849,000円	支出の方法 (該当を○で囲む) 精算払、資金前渡、概算払、前金払、 繰替払、委託、部分払	

予算執行の内容 委託料の執行について (伺い)

みだしのことについて、下記のとおり執行してよいでしょうか。

記

1. 事業名：平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業
2. 目 的：沖縄県では米国ワシントンDCに駐在員を設置することとしており、本事業は当該駐在員の設置及び活動の支援を行うことを目的としている。
3. 委託内容：（詳細は別紙業務及び企画提案仕様書を参照のこと）
ワシントン駐在員の設置及び活動を支援するため、以下の事項を実施する。
 - (1) ワシントンワシントンDC内に準備室を設置し、必要十分な体制と環境を整えること。
 - (2) Foreign Agents Registration Act (FARA)をはじめ、必要と判断される登録業務の支援
 - (3) 事務所設置の支援に関すること。
 - (4) 駐在員のビザ取得及び赴任等の支援に関すること。
 - (5) 現地職員の採用等の支援に関すること。
 - (6) 事務所の運営支援に関すること。
 - (7) 米国における監査等の対応支援に関すること。
 - (8) その他、駐在員の設置及び活動の支援に関すること。

4. 契約の方法：

随意契約（地方自治法234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号）

【理由】当該委託業務は、国際関係、安全保障等を専門とする国内外の有識者や米政府関係者らとの意見交換等を支援するにあたり、英語を母語とする者と同等程度の英語でのコミュニケーション能力及び日本語を母語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を十分に備える必要性及び特殊性があることから、予算の範囲内で最良の結果を得るため、公募により、複数の事業者から企画提案書を提出させ、その内容を審査委員会で審査して委託先を決定するプロポーザル方式としたい。

随意契約適用基準（2）⑥ 公表対象

5. 企画提案書提出依頼先：インターネット公募

6. 契約書：別添「委託契約書（案）」のとおり

7. 契約期間：~~平成27年4月1日から平成28年3月31日まで~~

現101条に引継ぎ。ただし現101条2項3号に該当する場合は免除

8. 契約保証金：昭和56年4月1日企財第3-1号記2(4)により免除

9. 執行予定額：48,000,000円

10. 委託料の支払い：概算払及び精算払

沖縄県財務規則第65条の規定により、委託費を必要に応じ概算払いし、業務終了後に残額を精算払いとする。

(案)

平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

委託業務企画提案仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在員の設置及び活動を支援するため、以下の事項を実施する。

- (1) ワシントン DC 内に準備室を設置し、必要十分な体制と環境を整えること。
- (2) Foreign Agents Registration Act (FARA) をはじめ、必要と判断される登録業務の支援
- (3) 事務所設置の支援に関すること。
- (4) 駐在員のビザ取得及び赴任等の支援に関すること。
- (5) 現地職員の採用等の支援に関すること。
- (6) 事務所の運営支援に関すること。
- (7) 米国における監査等の対応支援に関すること。
- (8) その他、駐在員の設置及び活動の支援に関すること。

2 企画提案内容

企画提案書（様式 3）には、上記 1 の委託業務の内容を実施するにあたって、以下の内容を含めて提案すること。

- (1) 基本方針
- (2) 上記 1 委託業務の内容 (1) ～ (8) の実施方法
- (3) 実施想定スケジュール

3 積算

費用を算出するにあたっては、以下の条件に従い積算すること。なお、全ての業務に必要な通訳・翻訳および庶務管理費は人件費として計上すること。さらに、人件費については時給単価を明記し、その他の経費についても各単価を明記すること。

(1) 積算条件

以下の①から⑤を考慮した上で積算すること。

- ① 駐在員 2 名、現地職員 1 名
- ② 事務所家賃：ワシントン DC 内
- ③ 警備委託、清掃委託
- ④ オフィス備品：リース年額
- ⑤ 駐車場：1 台

- ⑥ 開所式
- ⑦ 電話、インターネット、パソコン、携帯電話、コピー・FAX 機、タクシー等の使用料
- ⑧ 火災保険料等
- ⑨ 現地職員採用・管理：給与、保険、管理費、求人手数料等
- ⑩ 手数料：銀行手数料
- ⑪ ビザ取得：申請費用
- ⑫ Foreign Agents Registration Act (FARA)をはじめ、必要と判断される登録費用
- ⑬ 関連する一切の弁護士費用
- ⑭ 海外傷害保険（傷害死亡・後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、家族総合賠償責任、被害者治療費用等）駐在員2名、家族6名
- ⑮ 負担金：各種団体会費等
- ⑯ 租税公課：必要により算定
- ⑰ 税申告、会計処理費用：必要により算定
- ⑱ その他、本事業の遂行に必要な費用

4 注意事項

- (1) 企画提案の内容と実際の契約内容とは、必ずしも一致するものではない。
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(様式1)

平成27年 月 日

質 問 票

会 社 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	

質 問 内 容	
---------	--

(様式2)

平成27年 月 日

沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

企 画 提 案 応 募 申 請 書

みだしについて、企画提案を行いたいので応募します。

【会社概要】

会 社 名			
代 表 者 名			
会 社 住 所			
設 立 年 月 日			
従 業 員 数 (人)		資 本 金 (千 円)	
業 務 内 容			

【担当者】

所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
電 話 ・ F A X	
メー ル ア ド レ ス	

(様式3)

平成27年 月 日

沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

企 画 提 案 書

みだしについて、企画提案書を提出します。

社 名 ・ 代 表 者	
本 事 業 実 施 の 基 本 方 針	
ス ケ ジ ュ ー ル	
執 行 体 制	(担当予定者の所属、職名、氏名、役割、略歴など、 必要な情報を記載すること)
業務の実施方法	(別紙で作成すること。10ページ以内、スケジュールも示すこと)

(様式4)

平成27年 月 日

沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

積 算 書

みだしについて、積算書を提出します。

社名・代表者	
積算見積金額	_____円（消費税を含む）
見積内訳	（別紙）

※ 留意事項

- ① 別紙は、企画提案仕様書内の委託業務内容(1)～(7)の各業務別に「1.人件費」、「2.経費」の項目を設け、各業務別の額が明示された内容にすること。
- ② 経費ごとに単価と個数を明らかにすること。（記入例：〇〇費 △△円×〇日人＝□□円）
- ③ 合理的な理由を挙げ、積算項目等を変更し提案することは妨げない。
- ④ 県が企画提案仕様書で指示する全ての業務に必要な通訳・翻訳は人件費として計上すること。

(様式5)

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

委託事業の執行体制

※ 企画提案募集要項の「4 応募資格」に掲げる要件を満たす人員で構成されていることを説明するため、各担当者の役割と略歴など、必要な情報を記載すること。

(様式6)

【過去5年間の国又は地方公共団体等との受託実績(最大5件)】

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

業 務 名			
受 託 期 間			
発 注 元		受託金額(千円)	
受 託 内 容			

(案)

平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

委託業務仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在員の設置及び活動を支援するため、以下の事項を実施する。

- (1) ワシントン DC 内に準備室を設置し、必要十分な体制と環境を整えること。
- (2) Foreign Agents Registration Act (FARA) をはじめ、必要と判断される登録業務の支援
- (3) 事務所設置の支援に関すること。
- (4) 駐在員のビザ取得及び赴任等の支援に関すること。
- (5) 現地職員の採用等の支援に関すること。
- (6) 事務所の運営支援に関すること。
- (7) 米国における監査等の対応支援に関すること。
- (8) その他、駐在員の設置及び活動の支援に関すること。

2 業務実績報告書（以下、報告書という。）の作成

報告書には、上記 1 (1) ～ (8) で示した業務の内容ごとに、業務実績、内容、成果等をまとめること。

3 積算内訳書の作成

積算内訳書には、業務の実施に要した経費の内訳を概ね次のとおり記載、又は添付すること。

(1) 財務報告総括表

上記 1 (1) ～ (8) で示した業務内容ごとに、要した諸費用を記載する。

人件費については、全業務の合計を記載する。

(2) 経費区分ごとの明細表

3 (1) の区分ごとに、実際に支出した内容 1 件ごとの費用を明細として記載する。明細には 1 件ごとに、3 (3) のどの部分を参照すればよいかを通し番号等で記載する。

人件費については、上記 1 (1) ～ (8) の区分ごとに、従事者ごとにあらかじめ定めた 1 時間当たりの単価と従事した時間（以下「稼働時間」という。）数の積による費用を記載する。

(3) 整理する書類

3 (2) の明細に対応する書類として、次のとおり整理すること。

- ア 当該委託事業で支出した全経費の請求書及び領収書の写し
- イ 従事者別・月別の稼働時間集計表

- ウ 業務日誌（人件費対象となる従事者ごとに、業務の具体的な内容がわかるものを整備。）
- エ その他当該業務の管理上必要とされる書類

4 納品物

提出図書	提出部数	提出期日
中間報告書	1	平成 27 年 9 月 30 日
最終報告書	1	平成 28 年 3 月 31 日
積算内訳書	1	平成 28 年 3 月 31 日

- * 1 電子情報媒体 1 部
- * 2 製本 1 部、電子情報媒体 1 部

5 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及びその他の詳細事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

委 託 契 約 書 (案)

沖縄県知事翁長雄志（以下「甲」という。）と〇〇代表取締役社長□□（以下「乙」という。）とは、平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業委託業務について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第 2 条 乙は、別添「平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき業務を行うものとするが、事前に甲と所要の調整を行い、甲の指揮及び監督に従い、かつ指導を仰ぐこととする。

1 甲乙は、必要に応じて、事前に協議し、合意の上、仕様内容の変更・調整を行うものとする。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

（委託事業に要する費用）

第 4 条 甲は、第 2 条に掲げる委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、¥ 円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、免除する。

（再委託の制限）

第 6 条 乙は、この委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(委託状況等の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し委託業務の進捗状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

2 前項により、甲が調査又は報告を求めたときは、乙は、この調査報告を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(報告書の提出)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに仕様書に基づく業務による成果及び要した経費を明らかにした実績報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出し、その検査、確認を受けなければならない。

2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再調査を求めることができる。

3 前項により、甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(委託料の支払い)

第9条 甲は、乙の適正な請求に基づき、契約金額の9割を限度として概算払いできるものとする。また、前条の規定による報告書の提出があり、沖縄県の検査に合格したときに精算を行い、残額を支払う。

2 甲は、前項の規定による精算の結果、概算払いした場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 乙は、米ドル通貨をはじめとする外貨にて支払われる費用に関して、第7条及び前条の規定による報告の対象とする最終月時点の日本銀行による報告省令レートに基づいて、日本円に換算した上で、甲に対して請求を行うものとする。

(著作権)

第10条 乙が、この委託調査により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一つに該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除することが出来る。

- (1) 乙が、本契約に違反し契約の目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。

(損害賠償)

第12条 乙は、前条第1号又は第2号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、前条第3号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

(秘密の遵守)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記に定める規定に従うものとする。
- 3 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 委託業務の処理に当たって、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(帳簿等の整備及び保存)

第15条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、委託業務終了後5年間保存しなければならない。

(デジタル署名)

第16条 甲と乙はPDFファイルにスキャンした印又はサインの利用を了承する。

(補 則)

第 17 条 この契約及び仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して決める。

本契約の証として、本書 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 27 年 4 月 1 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 翁 長 雄 志

乙 所在地
社名
代表者名

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

99

99

「平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」に係る
企画提案募集要項（案）

沖縄県では「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」を実施する。受託希望者は、次の要項に従って企画提案書等関係書類を提出すること。

なお、本公募については、沖縄県の平成27年度当初予算において当該事業が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には本公募にかかる一切について、いかなる効力も発生しないこととする。

1 事業の目的

沖縄県では米國ワシントン DC に駐在員を設置することとしている。本事業は当該駐在員の設置及び活動の支援を行うことを目的としている。

2 委託業務

- (1) 委託事業名：平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業
- (2) 委託期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務内容：別添「企画提案仕様書」参照

3 企画提案上限額

企画提案の費用は、本業務を実施するにあたり必要となる一切の経費を含め、総額 48,000,000 円（消費税込み）の範囲内で見積もること。なお、積算書には消費税抜き額も提示すること。

ただし、この上限額は企画提案のために提示した金額であり、契約金額ではない。

4 応募資格（次に掲げる要件を全て満たすこと）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項(※)に該当しないこと。

(※) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる

- (2) 英語を母語とする者と同等程度の英語コミュニケーション能力及び日本語を

母語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を2名以上正・副の担当者として割り当て、本業務を的確に実施できる法人であること。

- (3) 米国ワシントン DC またはその近郊に拠点を有し、(2)の要件を満たす人員が、常時、米国ワシントン DC 及びその近郊で活動が可能であること。なお、日本国内にも1名以上の人員を確保すること。
- (4) 日系企業等による米国ワシントン DC への駐在員設置を支援した十分な実績を有すること。
- (5) 米国ワシントン DC 内に設置準備室及び必要十分な体制と環境を、提供できること。
- (6) 米政府高官との意見交換会を実施した経験があること。
- (7) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (8) 過去5年間に、国、地方公共団体等と委託契約を締結し、全て誠実に履行した実績を有する者であること。

5 問い合わせ、応募申請スケジュール及び提出先

(1) 本募集に関する質問

質問は、平成27年3月6日正午（日本時間）までに、本要項第6に掲げる質問票（様式1）により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。

なおメール送付後、24時間以内（土日・祝祭日の場合はその翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。）に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

(2) 企画提案の提出

企画提案は、平成27年3月13日正午（日本時間）までに、本要項第6に掲げる応募書類（様式2～様式7）により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。なおメール送付後、24時間以内に受領の返信がない場合は、電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問及び企画提案の提出先

沖縄県知事公室地域安全政策課 （担当）小濱

E-mail: aa071300@pref.okinawa.lg.jp

電話：098-866-2565 FAX：098-869-8979

(4) 審査結果の通知

平成27年3月下旬（予定）

6 質問及び応募書類

(1) 質問票：様式 1

(2) 応募書類

① 応募申請書：様式 2

② 企画提案書：様式 3（10 頁以内。スケジュールも示すこと）

③ 積 算 書：様式 4（消費税を含む額を記載し、消費税額を含まない額は別途（ ）書きで明記すること。）

④ 執行体制：様式 5

⑤ 実績書：様式 6

(3) その他

質問及び企画提案にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 応募申請書及び積算書（見積書）には、押印又はサインを付すこと。なお、PDF ファイルにスキャンした印又はサイン（電子署名）の利用を了承する。

7 企画提案の取り扱い

(1) 応募のあった提案は、関係者で組織する審査委員会において書類審査を行い、必要に応じてプレゼンテーションなど 2 次審査（英語での質疑応答や Skype 等の利用も検討する）を行って順位を決定する。

(2) 提出書類の作成やプレゼンテーション等に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類、審査内容、審査経過等は、公表しない。

(4) 1 事業者（コンソーシアム）当たりの提案は 1 件とする。

(5) 募集は、企画提案の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。

8 企画提案の評価基準

(1) 目的合致度

本要項第 1 の「事業の目的」と整合するか。

(2) 企画提案内容

① 業務を的確に把握した内容となっているか。

② 着実に実行できる内容となっているか。

(3) 事業体制

① 応募資格要件に示された人員と拠点を備え、本業務を確実に実施できる体制となっているか。

② 所要な人員の配置及び規模は適切か。

(4) 事業実績

過去の実績から、本業務の遂行は可能と認められるか。沖縄県との受託実績については、その遂行状況を精査し傾斜加点対象とする。

(5) 積算額

適切かつ合理的な積算額となっているか。

9 契約の締結について

- (1) 7-(1)において最も適した優秀提案者として選定された事業者と契約交渉を行う。契約交渉が不調の場合は、審査結果に基づく上位順位の事業者から契約締結の交渉を行い、契約を締結する。
- (2) 審査の結果、適切な応募事業者がないときは本選定を中止し、再募集する。

2015.10

	節名	金額 (千円)	ワシントン駐在員活動費(単位:ドル・円/年額)
13	委託料		
	(人件費)		
	(経費)		

概算払いが必要な理由

平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業の執行にあたり、駐在員が活動できる環境を整備するための経費及び人件費が、年度当初に多く発生すると見込まれるため。

平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業
委託契約スケジュール

○H 27 年度事業（駐在員委託）

①執行伺い

25 26 ~ 27 日
起案日：H 27 年 2 月 19 日、決裁日：H 27 年 2 月 23 日

②公募開始（14 日間）

H 27 年 2 月 23 日 2 月 27 日
3 日

③公募締切

H 27 年 3 月 9 日正午 3 月 13 日正午

④書類確認（7 日間）

⑤審査委員会

H 27 年 3 月 16 日

⑥審査結果通知

起案日：H 27 年 3 月 18 日、決裁日：H 27 年 3 月 19 日（通知日：4 月 1 日）

⑦契約調整

⑧負担行為（＝契約日）

起案日：H 27 年 4 月 1 日

○沖縄県事務決裁規程

(部長等専決事項)

第6条 部長等が専決することができる事項は、別表第3及び別表第4の部長等専決事項の欄に掲げるもののほか、次に掲げる共通の事項とする。

- (1) 県行政の基本方針に基づき、公室又は部（以下「部等」という。）の所掌する事務の実施計画を決定すること。
- (2) 訓令の制定又は改廃をすること（軽易な事項の改正を除く。）。
- (3) 部等の所掌する事務の運営に関する基本的な事務処理要綱その他の処理方針を決定すること。
- (4) 部等の所掌する主要な事業の進行を管理すること。
- (5) 部等内の職員をもって構成する連絡会議等を設置すること。
- (6) 公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益法人の公益認定をすること。
 - イ 公益法人の公益認定を取り消すこと。
 - ウ 公益法人の合併による地位の承継を認可すること。
- (7) 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 特例民法法人の公益法人への移行の認定をすること。
 - イ 特例民法法人の公益法人への移行の認定を取り消すこと。
 - ウ 特例民法法人の通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行を認可すること。
 - エ 特例民法法人の通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可を取り消すこと。
 - オ 特例民法法人の合併を認可すること。
 - カ 特例民法法人の解散及び解散に伴う残余財産の処分を許可すること。
 - キ 特例民法法人に対し解散を命ずること。
- (8) 職員（非常勤職員を除く。）の身分取扱いに関すること。
- (9) 医療技監、参事監、統括監及び参事（以下「医療技監等」という。）の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (10) 医療技監等の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。
- (11) 医療技監等の職務に専念する義務を免除すること。
- (12) 部長等、医療技監等、課長及び出先機関の職員の勤務時間の割振りを変更すること。
- (13) 部長等及び医療技監等の団体役員等への就任に関すること。
- (14) 法令による証人、鑑定人等となった職員（部長等及び医療技監等に限る。）の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (15) 県が当事者である訴訟事件について、部長等及び医療技監等に訴訟代理人を命ずること。
- (16) 部長等の2日以内の旅行、統括監の3日以上旅行並びに医療技監、参事監及び参事の旅行を命令し、その復命を受理すること。
- (17) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、補助金等の交付に関する各省庁の長等の処分に対して不服の申出等をする事。
- (18) 財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 予算の見積書を作成すること。
 - イ 予算の執行計画を作成すること。
 - ウ 予備費の充用申請に関する事。
 - エ 継続費又は繰越明許費の繰越し又は事故繰越しについて承認を受ける事。
 - オ 1件3億円以上5億円未満の工事請負費の予算執行をする事。
 - カ 1件7,000万円以上の公有財産の購入に係る委託料、1件3億円以上の工事請負費、1件7,000万円以上の公有財産購入費、1件1,000万円以上の投資及び出資金及び法律上その義務に属する

損害賠償金の支出負担行為の決定をすること。

- (19) 儀式及び表彰を行うこと。
- (20) 国等に対する陳情、要望等を決定すること。
- (21) 請願及び陳情を処理すること。
- (22) 国等に対して意見を述べること。
- (23) 所掌する課が明らかでない事務について、その所掌する課を決定すること。

(統括監専決事項)

第6条の2 統括監が専決することができる事項は、別表第3の統括監専決事項の欄に掲げるもののほか、次に掲げる共通の事項とする。

- (1) 訓令の改正のうち、輕易な事項の改正をすること。
- (2) 行政不服審査法の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 重要なものに係る執行停止又は執行停止の取消しをすること。
 - イ 審査請求を併合し、又は併合された審査請求を分離すること。
 - ウ 重要な不服の申立てについて決定すること。
- (3) 公益法人について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益認定等に際し関係行政機関等の意見を聴くこと。
 - イ 主たる事務所の所在場所等の変更を認定すること。
 - ウ 公益法人に対し監督上必要な勧告をし、又は命令すること。
 - エ 沖縄県公益認定等審議会の答申又は勧告に基づいてとった措置について報告すること。
- (4) 特例民法法人について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 特例民法法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
 - イ 特例民法法人に対し監督上必要な命令をすること。
 - ウ 特例民法法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人に限る。）の基本財産の処分を承認すること。
 - エ 特例民法法人の公益法人への移行の認定又は通常の一般社団法人及び一般財団法人への移行の認可に際し関係行政機関等の意見を聴くこと。
 - オ 沖縄県公益認定等審議会の答申に基づいてとった措置について報告すること。
- (5) 移行法人（整備法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益目的支出計画の実施が完了したことを確認すること。
 - イ 公益目的支出計画の変更を認可すること。
 - ウ 移行法人に対し監督上必要な勧告をし、又は命令すること。
 - エ 清算時の残余財産の処分を承認すること。
 - オ 沖縄県公益認定等審議会の勧告に基づいてとった措置について報告すること。
- (6) 公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託をいう。以下同じ。）について次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益信託の引受けを許可すること。
 - イ 公益信託の変更を命ずること。
 - ウ 公益信託の変更又は併合若しくは分割を許可すること。
 - エ 公益信託の受託者の辞任を許可し、又はこれを解任すること。
 - オ 公益信託の検査役を選任すること。
 - カ 公益信託の新受託者を選任すること。
 - キ 公益信託の信託財産管理者による管理を命ずること。
 - ク 公益信託の保存行為等の範囲を超える行為を許可すること。
 - ケ 公益信託の信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任を許可し、又はこれらの者を解任すること。
 - コ 公益信託の信託財産法人管理人による管理を命ずること。
 - サ 公益信託の信託管理人を選任し、その辞任を許可し、又はこれを解任すること。
 - シ 公益信託の新信託管理人を選任すること。
 - ス 公益信託の終了を命ずること。

統括監専決事項

- (7) 県が当事者である訴訟事件について、訴訟代理人を弁護士に委嘱すること及び職員（部長等及び医療技監等を除く。）に訴訟代理人を命ずること。
- (8) 附属機関の委員以外の構成員を任免すること。
- (9) 附属機関等に諮問すること。
- (10) 課長の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (11) 職員（部長等及び医療技監等を除く。）の団体役職員等への就任に関すること。
- (12) 課長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。
- (13) 法令による証人、鑑定人等となった職員（部長等及び医療技監等を除く。）の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (14) 課長の職務に専念する義務を免除すること（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号）第2条第7号から第14号までに規定する場合を除く。）。
- (15) 統括監の2日以内の旅行及び課長の旅行を命令し、その後命を受理すること。
- (16) 貸付金、利子補給金等の融資計画及び運用方針等を決定すること。
- (17) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、補助金等の交付を申請し、又はその取下げをすること。
- (18) 財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 1件500万円以上の委託料（1件7,000万円以上の公有財産の購入に係るものを除く。）、備品購入費、貸付金、負担金、補助及び交付金及び補償、補填及び賠償金（賠償金を除く。）の予算執行及び支出負担行為の決定をすること。
 - イ 1件5,000万円以上3億円未満の工事請負費の予算執行及び支出負担行為の決定をすること。
 - ウ 1件1,000万円以上7,000万円未満の公有財産購入費の予算執行及び支出負担行為の決定をすること。
 - エ 1件100万円以上1,000万円未満の投資及び出資金の予算執行及び支出負担行為の決定をすること。
 - オ 寄附金の予算執行及び支出負担行為の決定をすること。
 - カ 支出負担行為を伴わない重要な契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。
 - キ 支出負担行為を伴わない重要物品の取得及び管理をすること。
 - ク 組織等の改廃による事務引継者を指定すること。
- (19) 財産条例の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 1件1,000万円以上の普通財産を交換すること。
 - イ 普通財産を適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けること。
- (20) 公有財産規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 寄附により1件1,000万円以上3,000万円未満の公有財産を取得すること（負担付きの場合を除く。）。
 - イ 1件1,000万円以上7,000万円未満の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、その面積が2万平方メートル未満のものを含む。）を取得すること（アに掲げる場合及び交換により取得する場合を除く。）。
 - ウ 1件1,000万円以上7,000万円未満の公有財産（土地については、1件7,000万円以上で、その面積が2万平方メートル未満のものを含む。）を売却すること。
 - エ 1件1,000万円以上の公有財産を処分すること（交換及び売却を除く。）。
 - オ 行政財産の目的外使用許可の取消しをすること。
 - カ 1件1,000万円以上の行政財産の用途変更又は用途廃止をすること。
 - キ 行政財産の貸付け（自動販売機の設置に係る貸付けを除く。）又は地上権若しくは地役権の設定をすること。
 - ク 1件1,000万円以上の公有財産の所管換え又は所属換えを決定すること。
 - ケ 1件の貸付料年額又は総額が1,000万円以上の普通財産の貸付けをすること。
- (21) 弾力条項の適用の限度額を決定すること。
- (22) 交付額が1件50万円以上の補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該取消しに係る補助金等の返還を命ずること。
- (23) 土地収用法の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。

- ア 国土交通大臣の事業認定を受けること。
- イ 和解調書の作成を収用委員会に申請すること。
- ウ 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用について、収用委員会に申し立てること。
- エ 事業の認定の申請等の行為について、弁護士その他適当な者を代理人とすること。
- (24) 重要な告示、公告その他の公表を行うこと。
- (25) 重要な広報及び公聴を行うこと。
- (26) 法令の規定に基づき、重要な公聴会を開き、又は重要な聴聞を行うこと。
- (27) 重要な通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答を行うこと。
- (28) 重要な刊行物を編集発行すること。
- (29) 県の共催、後援、協賛、推薦及びこれらに類する名義の使用承認に関すること。

○地方自治法施行令（抜粋）

昭和二十二年五月三日号外政令第十六号

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 （省略）

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（以下省略）

○入札保証金及び契約保証金の取扱いについて（通知）（抜粋）

昭和56年4月1日 企財第3-1号

1. （省略）

2. 契約保証金の免除について

財務規則第101条第2項に定めるものの外、次のとおり取扱うこととする。

(1) ～ (3) （省略）

(4) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(5) （省略）

○沖縄県財務規則（抜粋）

昭和47年5月15日

規則第12号

（概算払のできる経費の指定）

第65条 令第16条第6号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。

(1) 独立行政法人、公社又は公団に支払う経費

(2) 予納金、保証金及びこれに類する経費

(3) 盲学校、ろう学校及び聾護学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励に要する経費

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置費

(5) 交通事故に係る損害賠償金

(6) 沖縄県補助金等の交付に関する規則第2条第1項第4号に規定する給付金

(7) 委託費

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業に係る
企画提案募集に関する質問及び回答

受付No	質問内容	回答
1	(1)駐在員は沖縄県によって選考されるため、そのお二人の給与、保険、及びそのご家族6名の保険等は受託業者ではなく沖縄県によって支払われるものと理解して宜しいですか。	(1)駐在員の給与は県負担です。積算条件⑭にあるとおり、海外傷害保険は支援委託事業にて積算されます。
2	(2)駐在員2名については決定済みと思われますがその住宅等の選択についても支援業務の一部でしょうか。	(2)駐在員赴任の支援として住居の選定等も含まれます。
3	(3)現地職員1名の給与と、正副担当者(2名)及び日本国内担当者(1名)、計3名の人件費は別と理解して宜しいですか。	(3)積算条件⑨にあるとおり、現地職員の給与、保険、管理費、求人手数料等は支援委託事業にて積算されます。委託事業に従事する受託事業者の担当者人件費も委託事業にて積算されます。
4	(4)事務所の付属経費としてのパソコン・コピー等の使用料は受託事業者が利用するものを対象としていますか。それとも駐在員やその家族が使用するものが対象でしょうか。	(4)積算条件⑦にある使用料は、駐在員事務所における業務利用のものです。受託事業者や家族の利用を想定したものではありません。
5	(5)管理費の上限は総費用の何%までですか。	(5)沖縄県見積基準は、直接人件費＋直接経費の10%以内としております。
6	(6)海外企業も直接選考の対象となりますか。	(6)海外企業も対象となります。
7	(7)事業経費の概算払いは可能ですか。	(7)概算払いは可能です。契約の前に支払い計画を調整します。

(様式1)

平成27年3月6日

質 問 票

会 社 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	

質 問 内 容
(1)駐在員は沖縄県によって選考されるため、そのお二人の給与、保険、及びそのご家族6名の保険等は受託業者でなく沖縄県によって支払われるものと理解して宜しいですか？ (2)駐在員2名については決定済みと思われますがその住宅等の選択についても支援業務の一部でしょうか？ (3)現地職員1名の給与と、正副担当者(2名)及び日本国内担当者(1名)、計3名の人件費は別と理解して宜しいですか？ (4)事務所の付属経費としてのパソコン・コピー等の使用料は受託事業者が利用するものを対象としていますか？それとも駐在員やその家族が使用するものが対象でしょうか？ (5)管理費の上限は総費用の何%までですか？ (6)海外企業も直接選考の対象となりますか？ (7)事業経費の概算払いは可能ですか？ 以上、ご指導のほど宜しくお願い申し上げます。

更新日: 2015年2月27日

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援業務に係る企画提案募集について

沖縄県では「平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」を実施する。受託希望者は、企画提案募集要項に従って企画提案書等関係書類を提出すること。

なお、本公募については、沖縄県の平成27年度当初予算において当該事業が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には本公募にかかる一切について、いかなる効力も発生しないこととする。

事業名(委託業務)

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(※)に該当しないこと。

(※)地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 英語を母語とする者と同等程度の英語コミュニケーション能力及び日本語を母語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を2名以上正・副の担当者として割り当て、本業務を的確に実施できる法人であること。

(3) 米国ワシントンDCまたはその近郊に拠点を有し、(2)の要件を満たす人員が、常時、米国ワシントンDC及びその近郊で活動が可能であること。なお、日本国内にも1名以上の人員を確保すること。

(4) 日系企業等による米国ワシントンDCへの駐在員設置を支援した十分な実績を有すること。

(5) 米国ワシントンDC内に設置準備室及び必要十分な体制と環境を、提供できること。

(6) 米政府高官との意見交換会を実施した経験があること。

(様式2)

平成27年 3月 13日

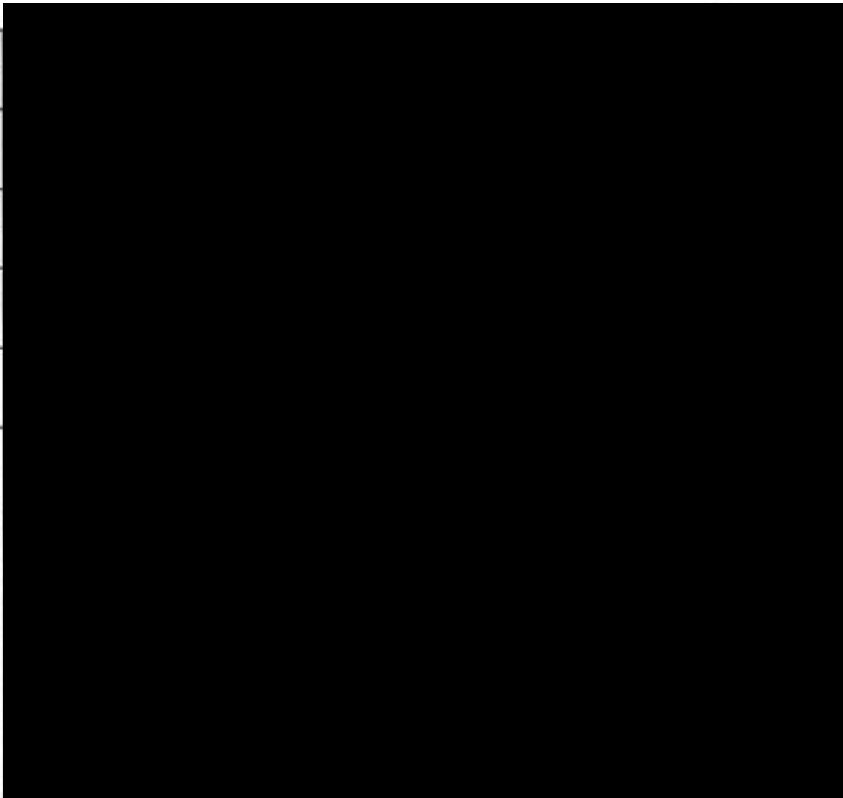
沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

企 画 提 案 応 募 申 請 書

みだしについて、企画提案を行いたいので応募します。

【会社概要】

会 社 名	
代 表 者 名	
会 社 住 所	
設 立 年 月 日	
従 業 員 数 (人)	
業 務 内 容	

【担当者】

所 属 ・ 職 ・ 氏 名		
電 話 ・ F A X		
メー ル ア ド レ ス		

(様式3)

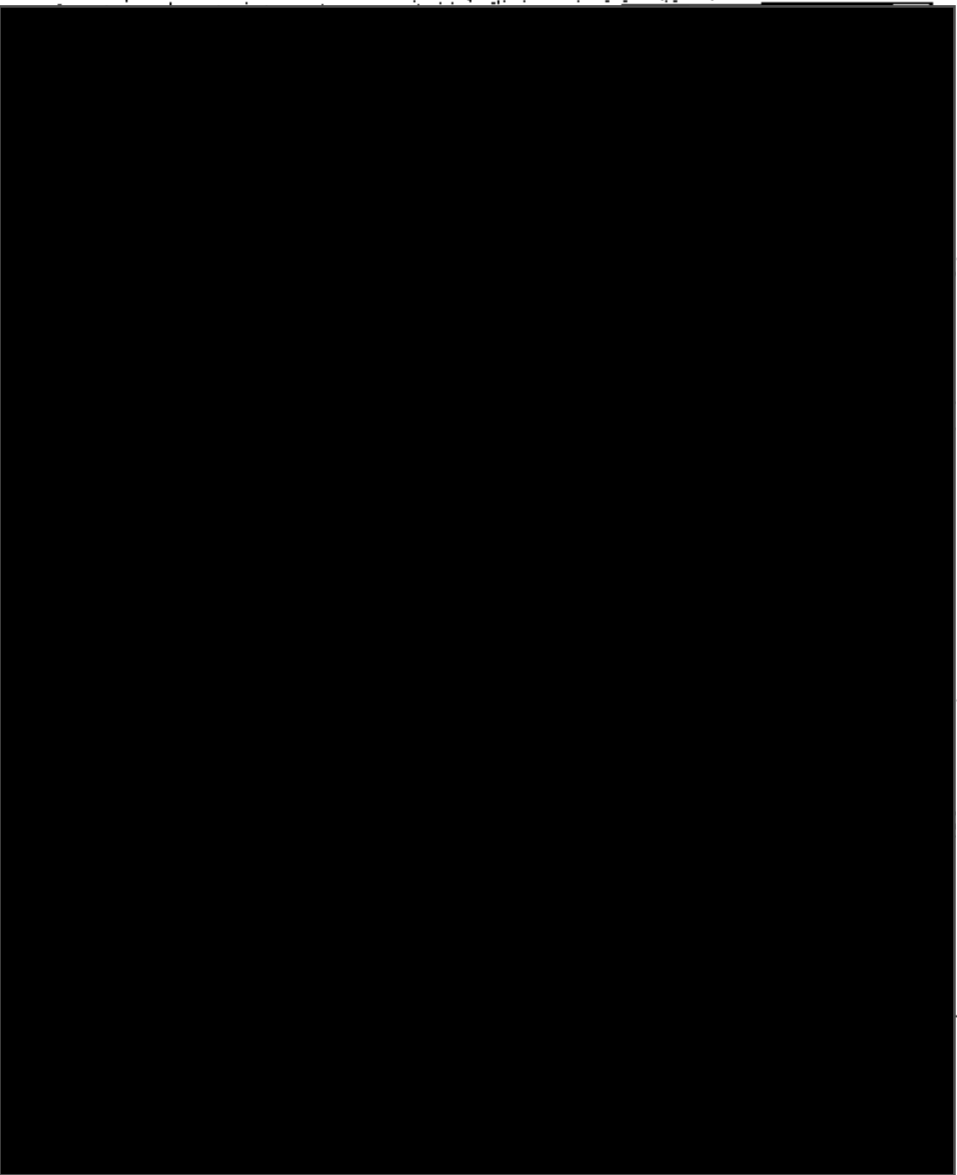
平成27年 3月 13日

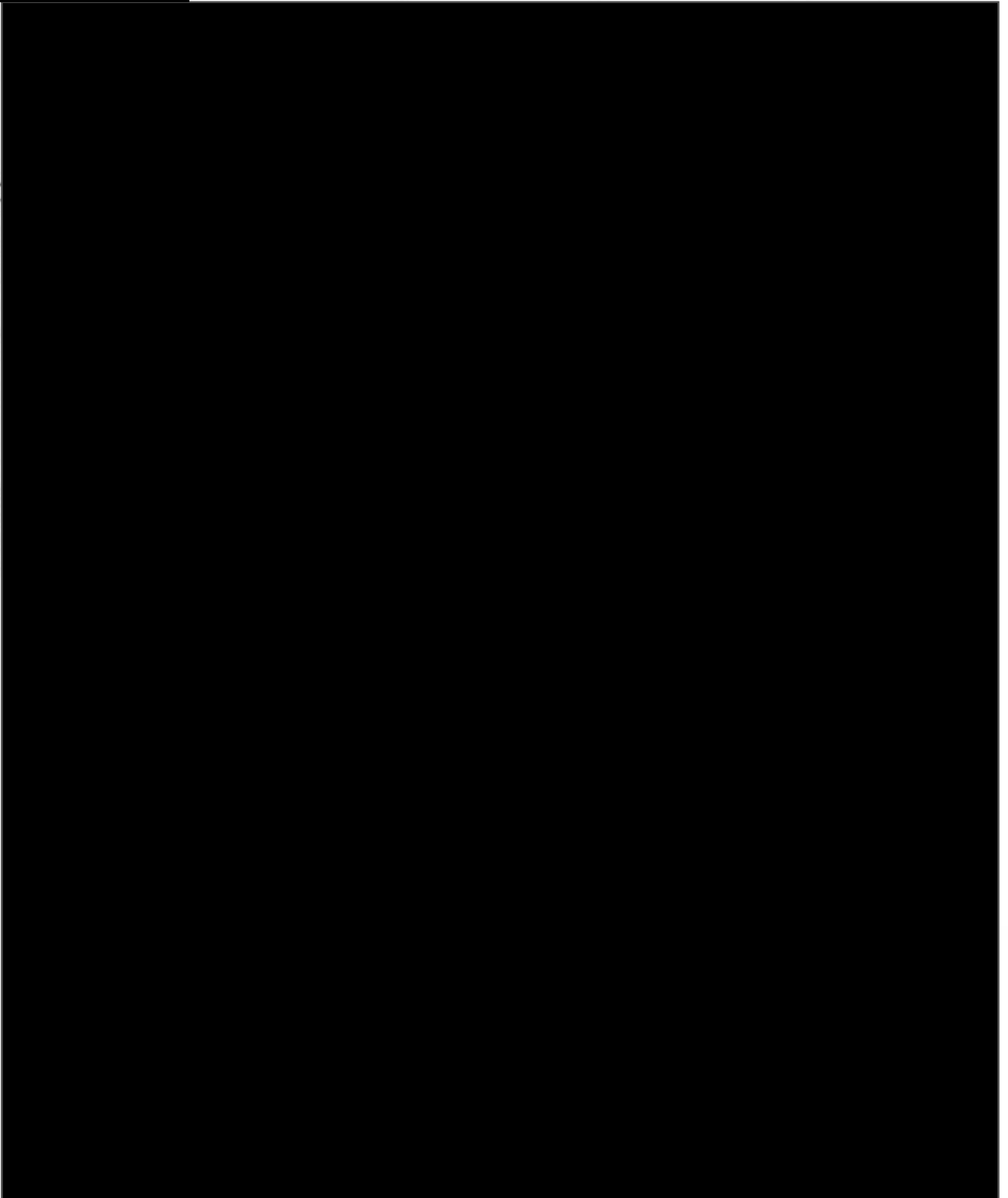
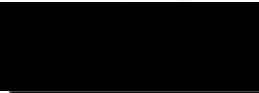
沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

企 画 提 案 書

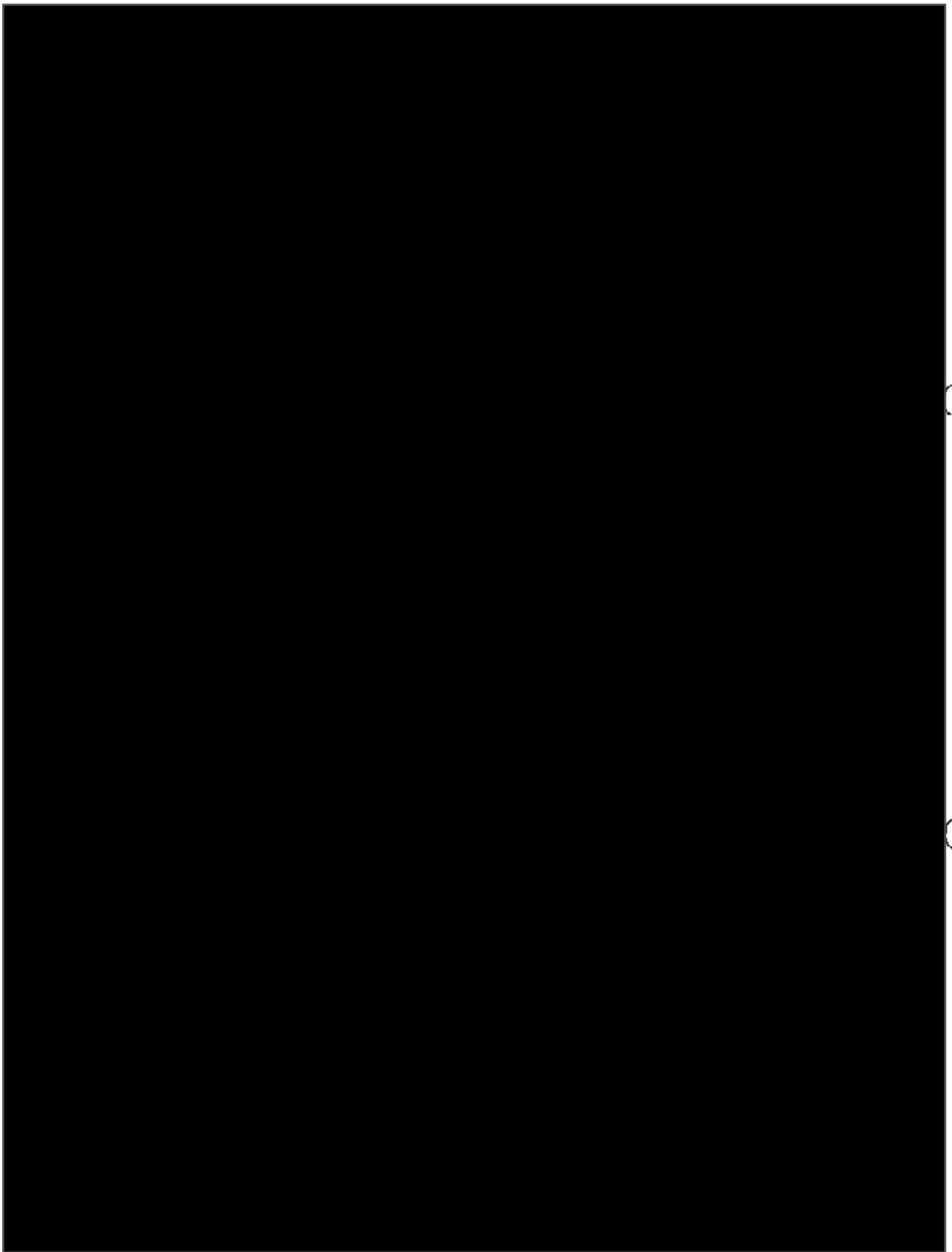
みだしについて、企画提案書を提出します。

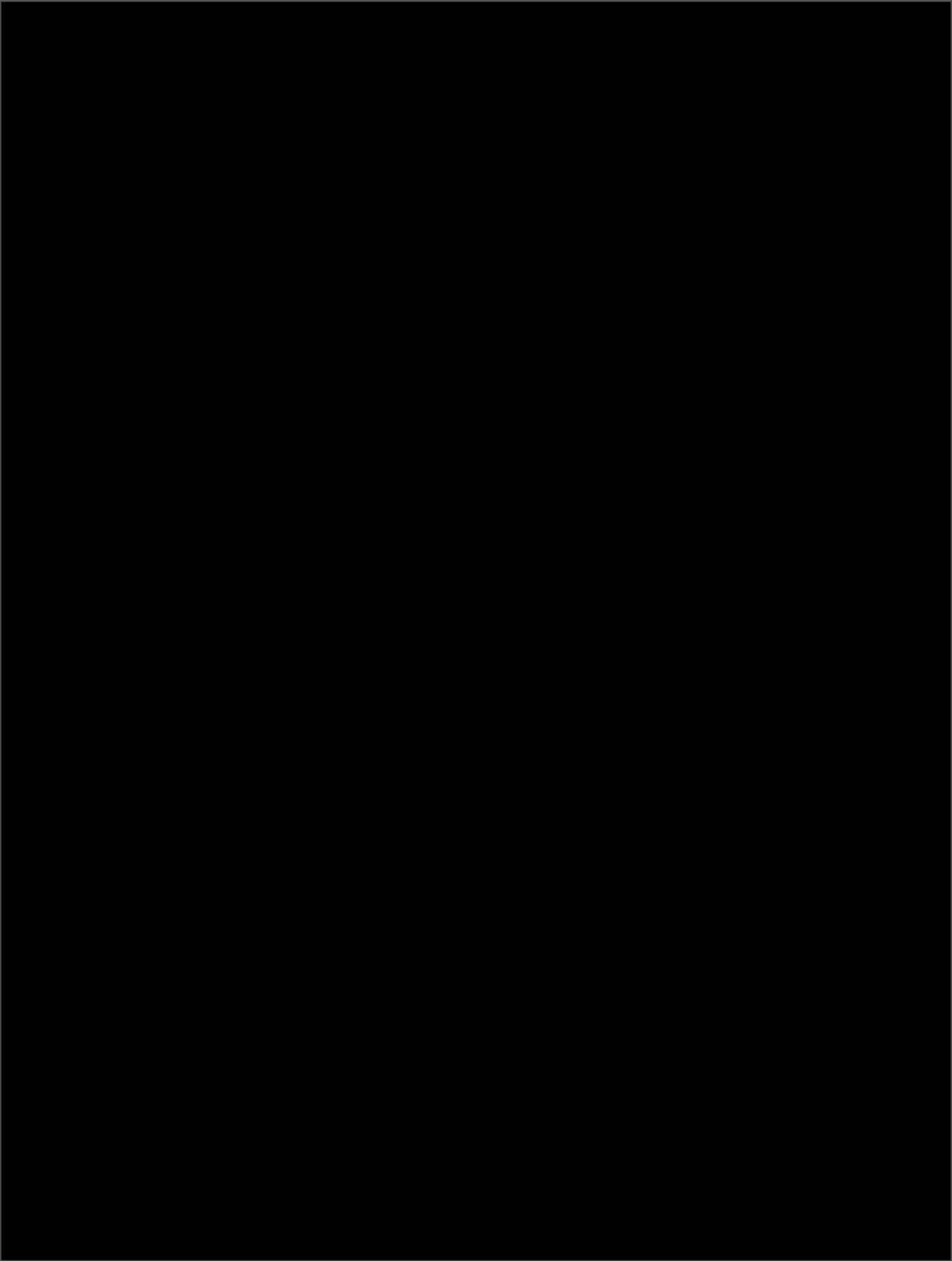
社名・代表者	
本事業実施の 基本方針	
スケジュール	
執行体制	
業務の実施方法	

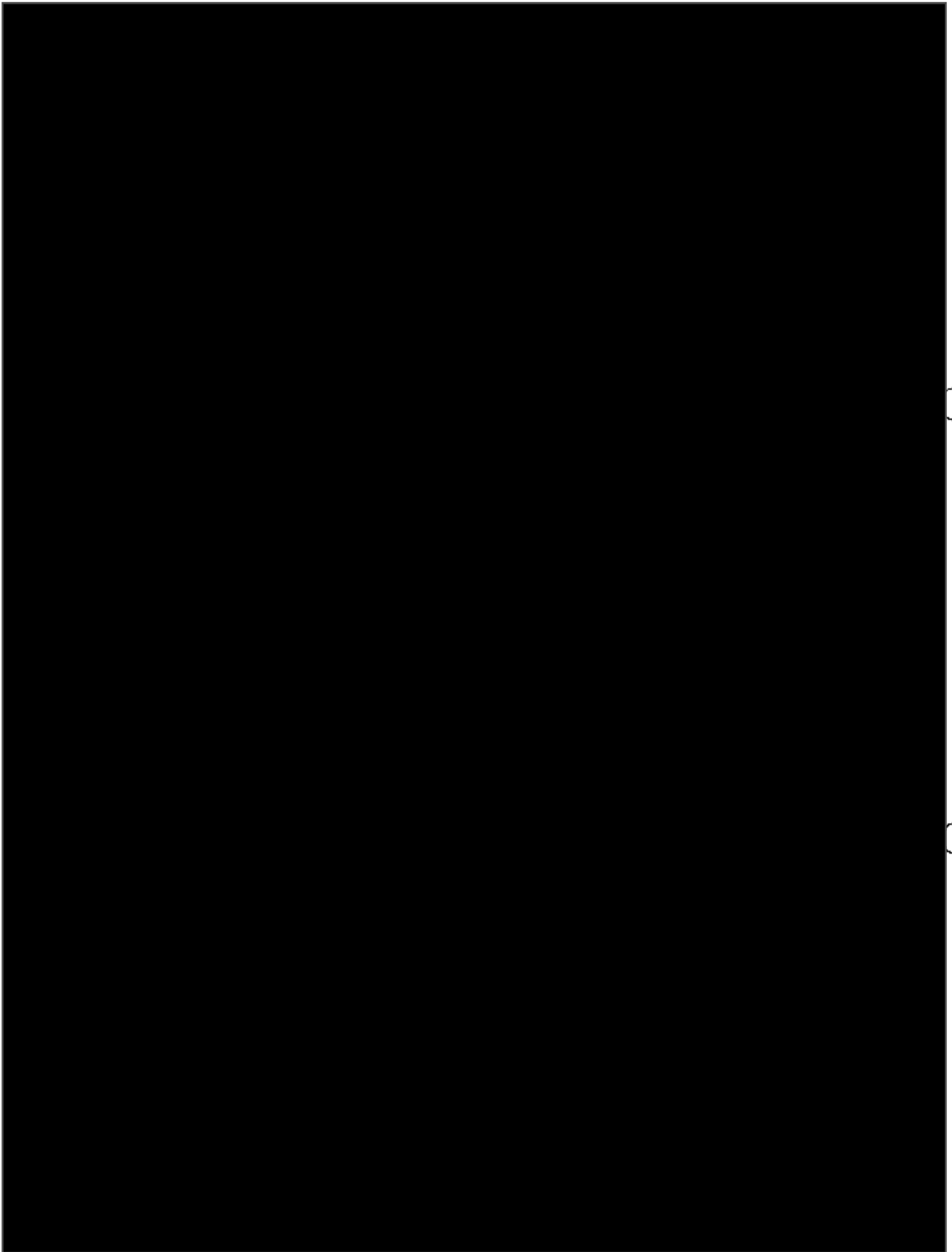


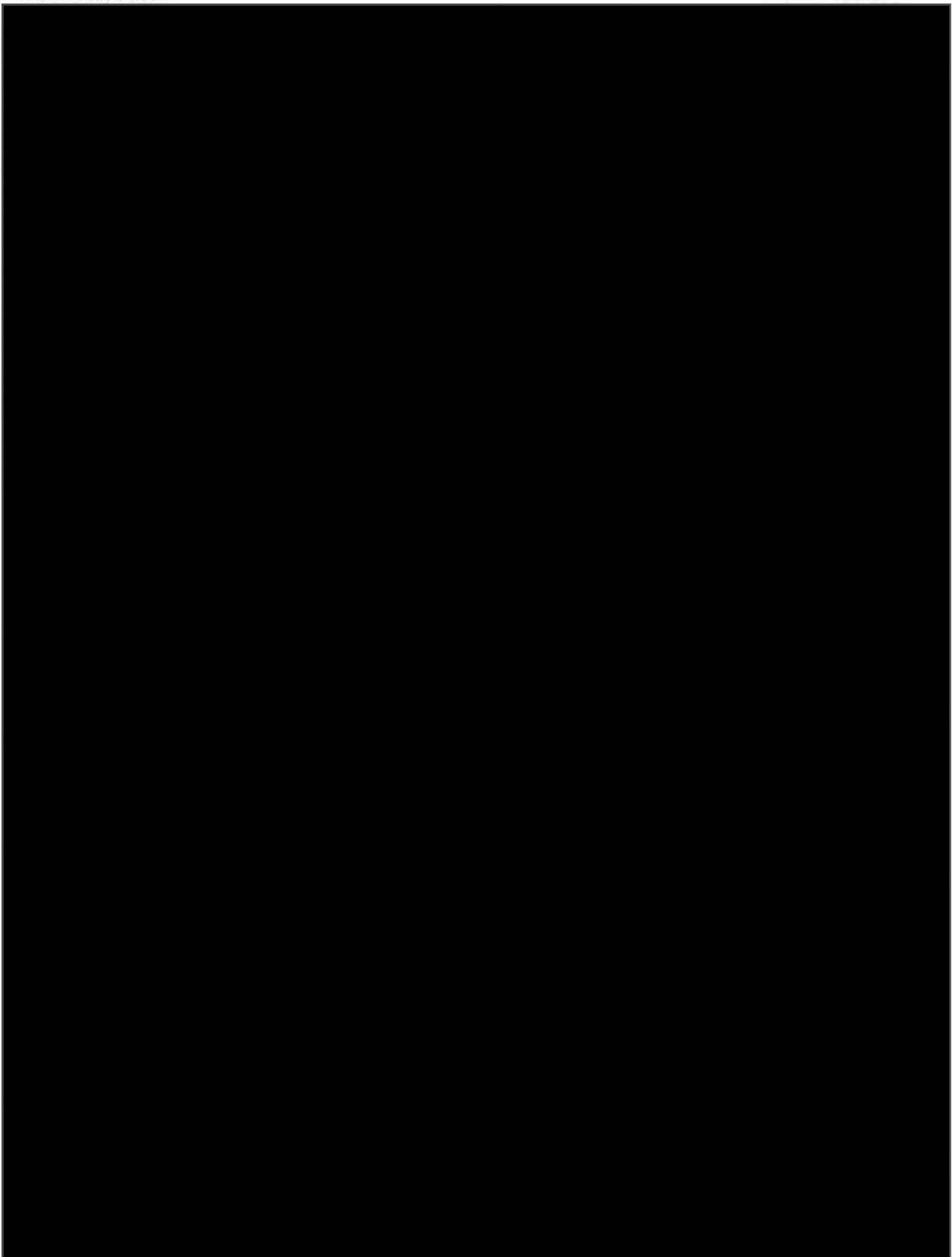
CC

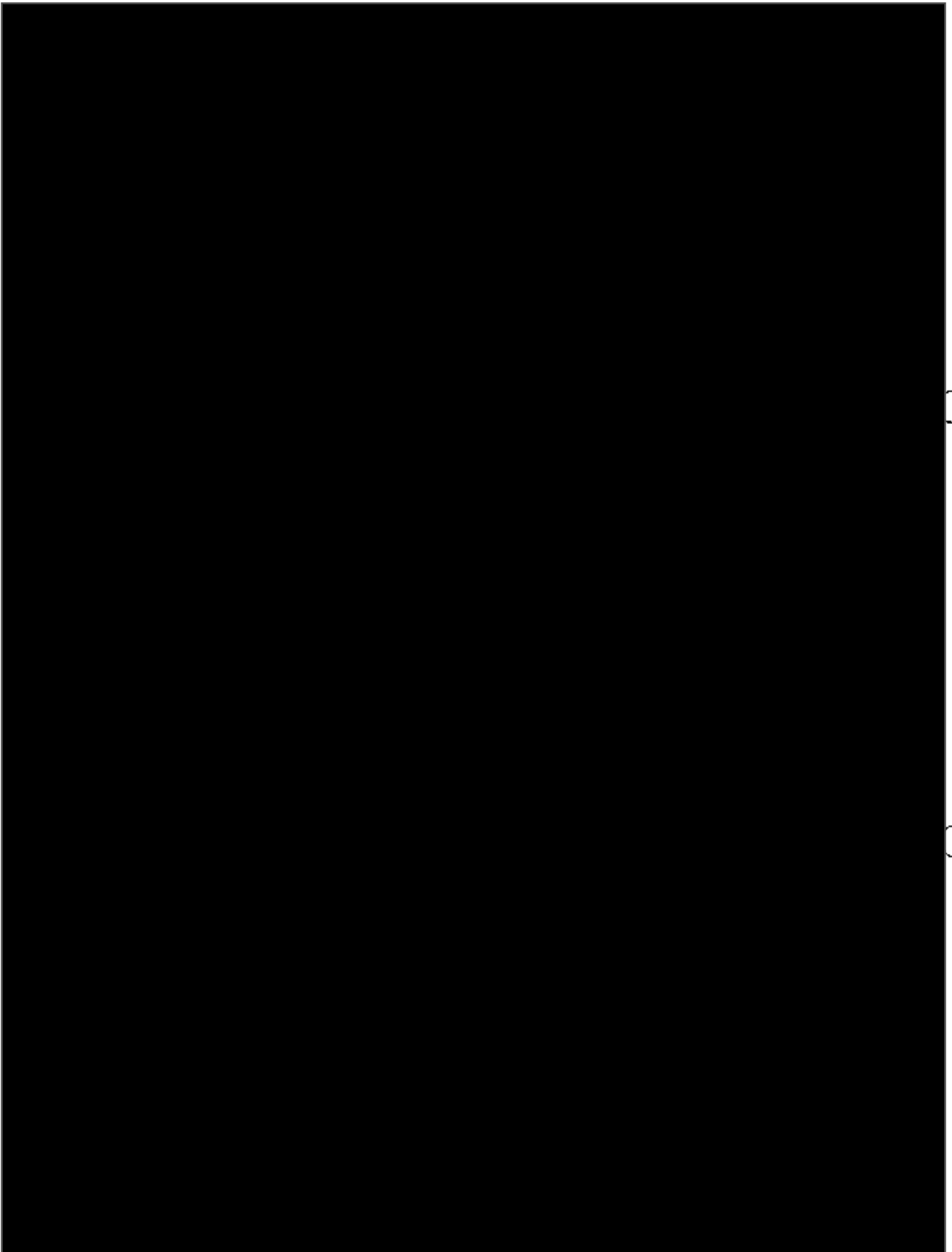
CC

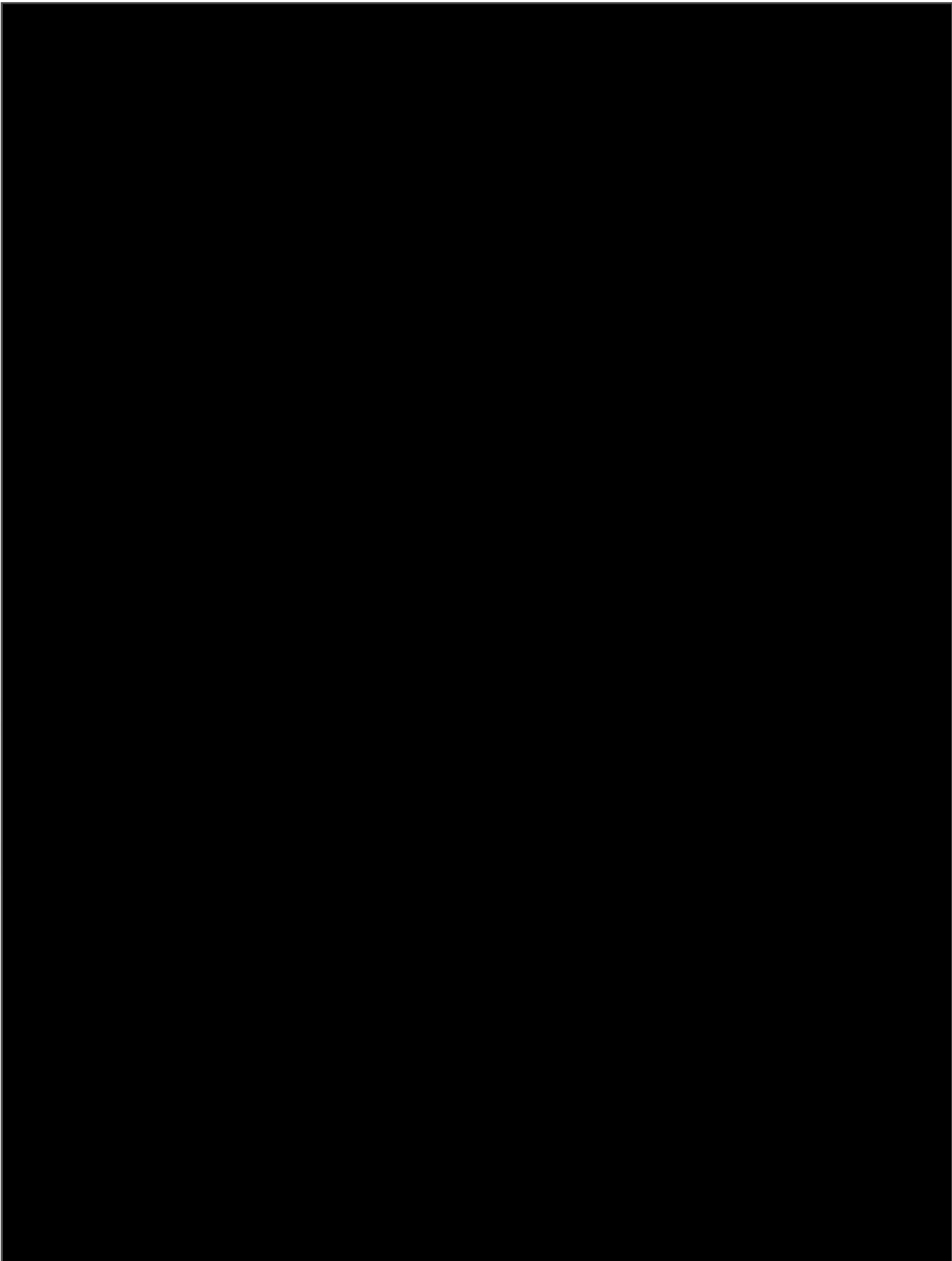
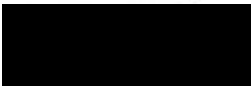


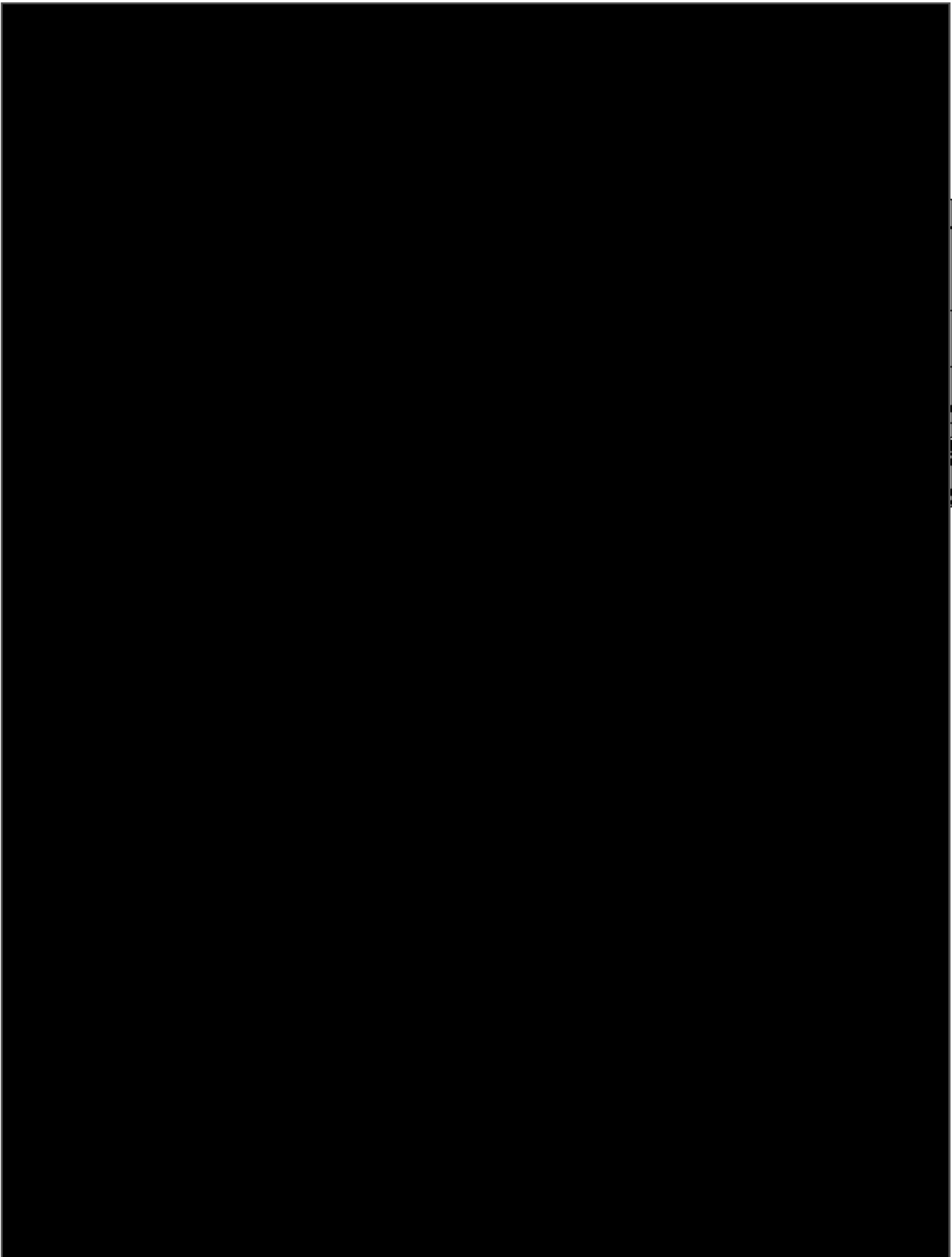


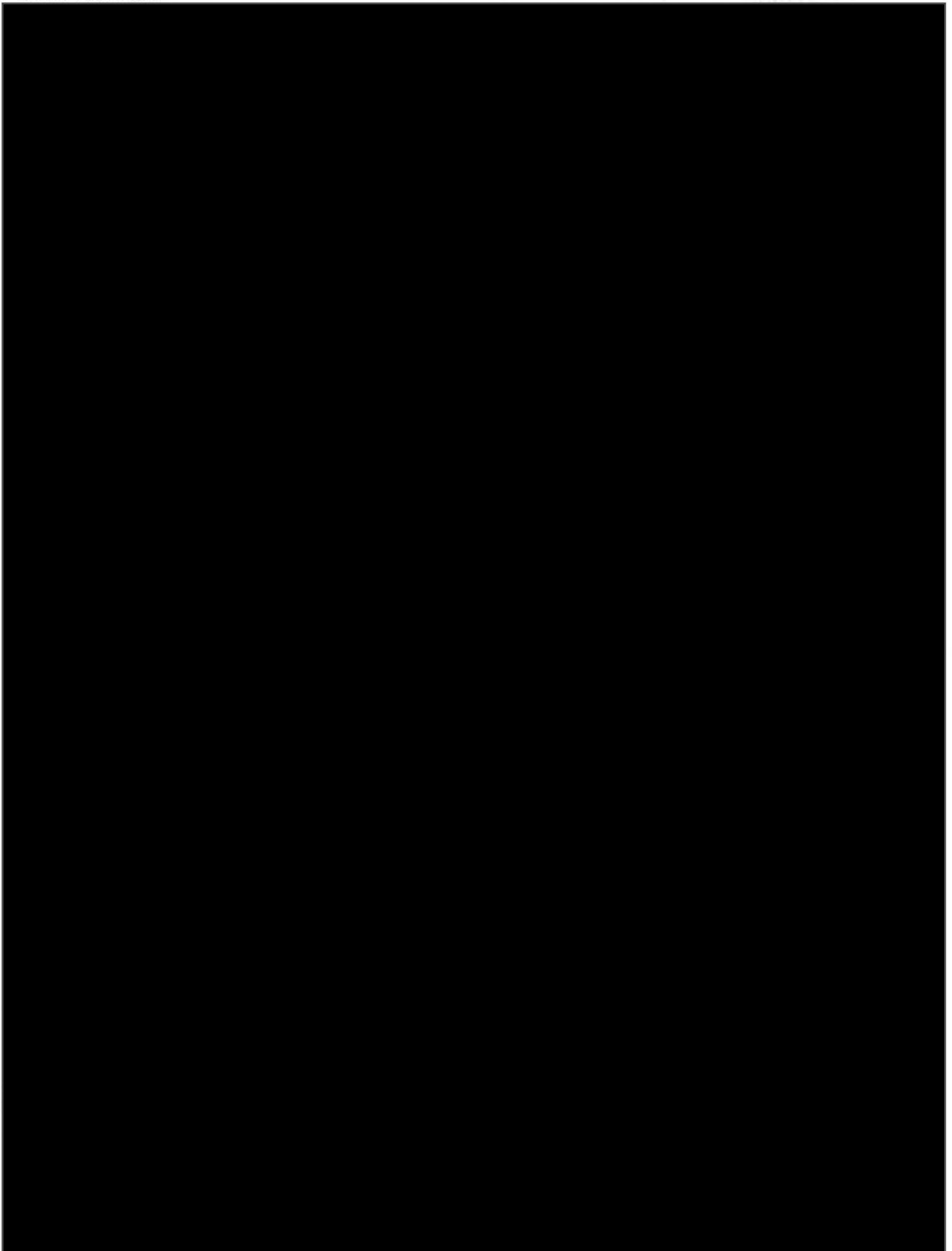
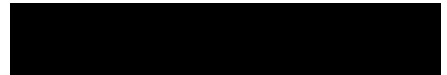
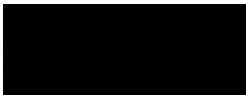


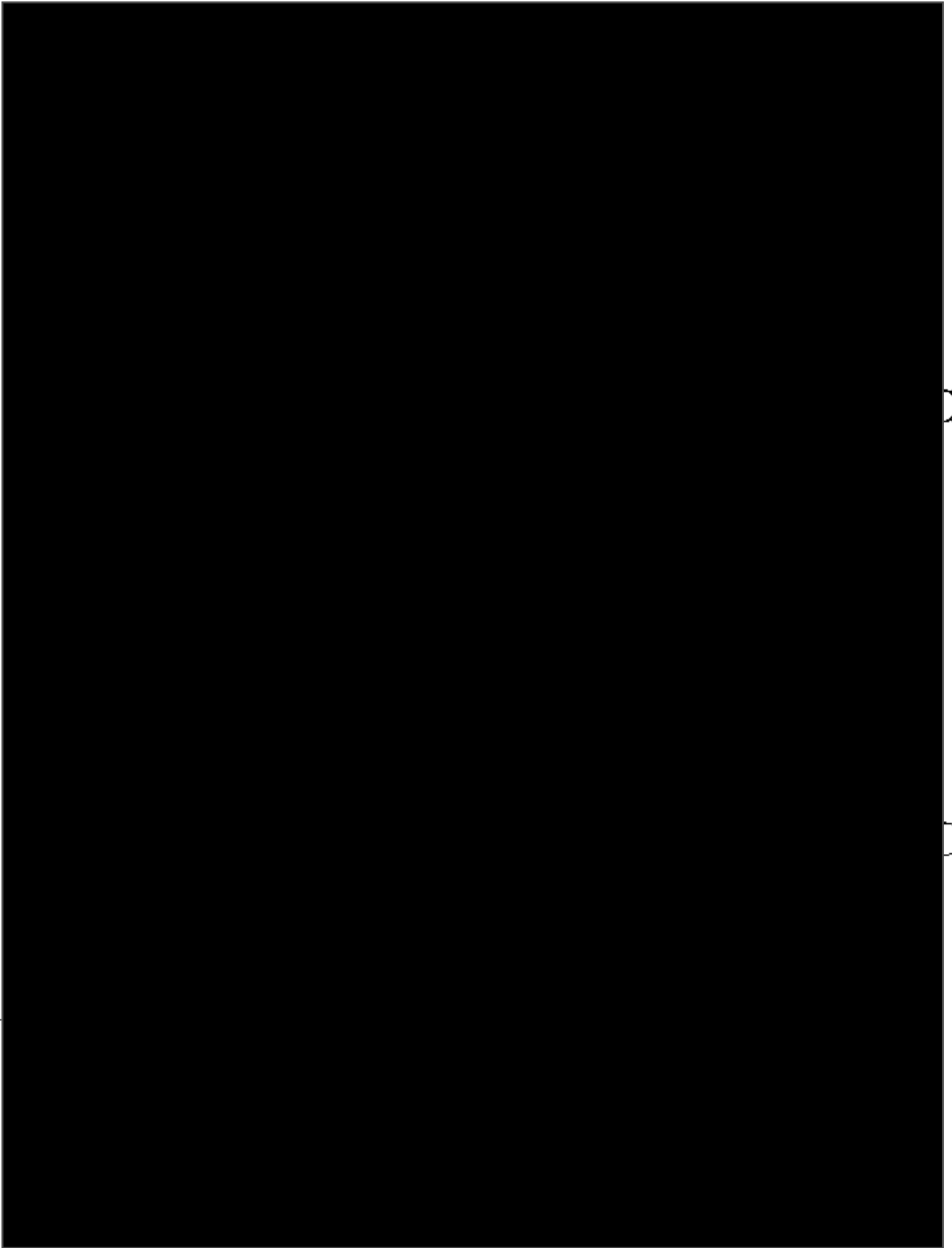












(様式4)

平成27年 3月 13日

沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

積 算 書

みだしについて、積算書を提出します。

社 名 ・ 代 表 者		
積 算 見 積 金 額		円 (消費税を含む)
見 積 内 訳	(別紙)	

※ 留意事項

- ① 別紙は、企画提案仕様書内の委託業務内容(1)～(7)の各業務別に「1.人件費」、「2.経費」の項目を設け、各業務別の額が明示された内容にすること。
- ② 経費ごとに単価と個数を明らかにすること。(記入例:〇〇費 △△円×〇日人=□□円)
- ③ 合理的な理由を挙げ、積算項目等を変更し提案することは妨げない。
- ④ 県が企画提案仕様書で指示する全ての業務に必要な通訳・翻訳は人件費として計上すること。



1.直接人件費

(1) ワシントンDC内の準備室の設置

項目	単価(円)	個数(人日)	合計(円)	その他
----	-------	--------	-------	-----

--	--	--	--	--

(2) FARA等駐在員設置に関する登録業務支援

項目	単価(円)	個数(人日)	合計(円)	その他
----	-------	--------	-------	-----

--	--	--	--	--

(3) 事務所設置支援

項目	単価(円)	個数(人日)	合計(円)	その他
----	-------	--------	-------	-----

--	--	--	--	--

(4) 駐在員のビザ取得及び赴任等の支援

項目	単価(円)	個数(人日)	合計(円)	その他
----	-------	--------	-------	-----

--	--	--	--	--

(5) 現地職員の採用等支援

項目	単価(円)	個数(人日)	合計(円)	その他
----	-------	--------	-------	-----

--	--	--	--	--

(6) 事務所の運営支援

項目	単価(円)	個数(人日)	合計(円)	その他
----	-------	--------	-------	-----

--	--	--	--	--

(7) 米国における監査等の対応支援

項目	単価(円)	個数(人日)	合計(円)	その他
----	-------	--------	-------	-----

--	--	--	--	--

人件費 計

2.直接経費

(1) ワシントンDC内の準備室の設置支援

項目	原価(円)	額	会社(円)	その他

(2) FARA寄駐在員設置に関する登録費等支援

項目	原価(円)	額	会社(円)	その他

(3) 事務所設置支援

項目	原価(円)	額	会社(円)	その他

(4) 駐在員のビザ取得及び赴任等の支援

項目	原価(円)	額	会社(円)	その他

(5) 現地雇員の採用等支援

項目	原価(円)	額	会社(円)	その他

(6) 事務用品の購入等支援

項目	原価(円)	額	会社(円)	その他

(7) 米国における監査等の対応支援

直接經費計

3 経費・管理費 ※(B)その他、駐在員の設置及び活動の支援に関する費用は以下に含まれていないとの認識。

(1) ワシントンDC内の増設室の設置支援

項目	原価	損益	合計(円)	その他

(2) FARA 特任駐在員設置に関する登録業務支援

項目	原価	損益	合計(円)	その他

(3) 事務所設備支援

項目	原価	損益	合計(円)	その他

(4) 駐在員のビザ取得及び社任等の支援

項目	原価	損益	合計(円)	その他

(5) 現地雇員の採用等支援

項目	原価	損益	合計(円)	その他

(6) 米国内における監査等の対応支援

項目	原価	損益	合計(円)	その他

(7) 米国内における監査等の対応支援

項目	原価	損益	合計(円)	その他

諸経費・管理費
計
減価償却
繰越

(様式5)

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

委託事業の執行体制

※ 企画提案募集要項の「4 応募資格」に掲げる要件を満たす人員で構成されていることを説明するため、各担当者の役割と略歴など、必要な情報を記載すること。

名前		所属	
職位			
役割			
略歴□			

名前		所属	
職位			
役割			
略歴□			

名前		所属	
職位			
役割			
略歴□			

〇〇

名前		所属	
職位			
役割			
略歴□			

〇〇

名前		所属	
職位			
役割			
略歴□			

名前		所属	
職位			
役割			
略歴□			

名前		所属	
職位			
役割			
略歴口			



名前		所属	
職位			
役割			
略歴□			



(様式6)

【過去5年間の国又は地方公共団体等との受託実績（最大5件）】

業 務 名	
受 託 期 間	
発 注 元	
受 託 内 容	

業 務 名	
受 託 期 間	
発 注 元	
受 託 内 容	

業 務 名	
受 託 期 間	
発 注 元	
受 託 内 容	

業 務 名	
受 託 期 間	
発 注 元	
受 託 内 容	

業 務 名	
受 託 期 間	
発 注 元	
受 託 内 容	

(様式2)

平成27年 3月13日

沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

企 画 提 案 応 募 申 請 書

みだしについて、企画提案を行いたいので応募します。

【会社概要】

会 社 名	ワシントンコア L.L.C.		
代 表 者 名	中阪清志		
会 社 住 所	郵便番号 20814 米国メリーランド州ベセスダ市 イーストウエスト通り 4340番地 スイート1110号		
設 立 年 月 日	1995年(平成7年)11月1日		
従 業 員 数 (人)	24 人	資 本 金 (千 円)	私企業のため、非公開
業 務 内 容	* 安全保障、防衛、戦略などに関するコンサルティング業並びに調査研究 * 政府高官、学術研究者、産学官の専門家を招いた会議の実施・支援 * 企業経営に係る各種戦略策定(新規ビジネス、サービス・市場開発、人材育成など)に関するコンサルティング業務並びに調査研究 * 最先端技術に関する政策・規制動向分析に係るコンサルティング業務並びに調査研究 * 経済、産業、市場社会文化などに関するコンサルティング業並びに調査研究など		

【担当者】

所 属 ・ 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 中阪清志
電 話 ・ F A X	電話番号 +1-301-654-2915 (中阪内線 FAX +1-301-654-4054
メー ル ア ド レ ス	



(様式3)

平成27年 3月 13日

沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

企 画 提 案 書

みだしについて、企画提案書を提出します。

社 名 ・ 代 表 者	ワシントンコア L.L.C. 中阪清志
本 事 業 実 施 の 基 本 方 針	様式3別紙『平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業 企画提案書』をご参照ください。
ス ケ ジ ュ ール	年間スケジュールに関しては、様式3別紙『平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業 企画提案書』をご参照ください。
執 行 体 制	様式5をご参照ください。
業 務 の 実 施 方 法	様式3別紙『平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業 企画提案書』をご参照ください。



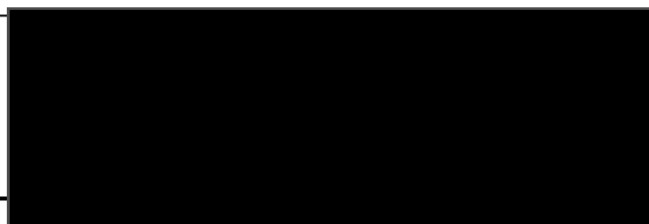
平成 27 年度沖縄県ワシントン駐在員設置
及び活動支援事業

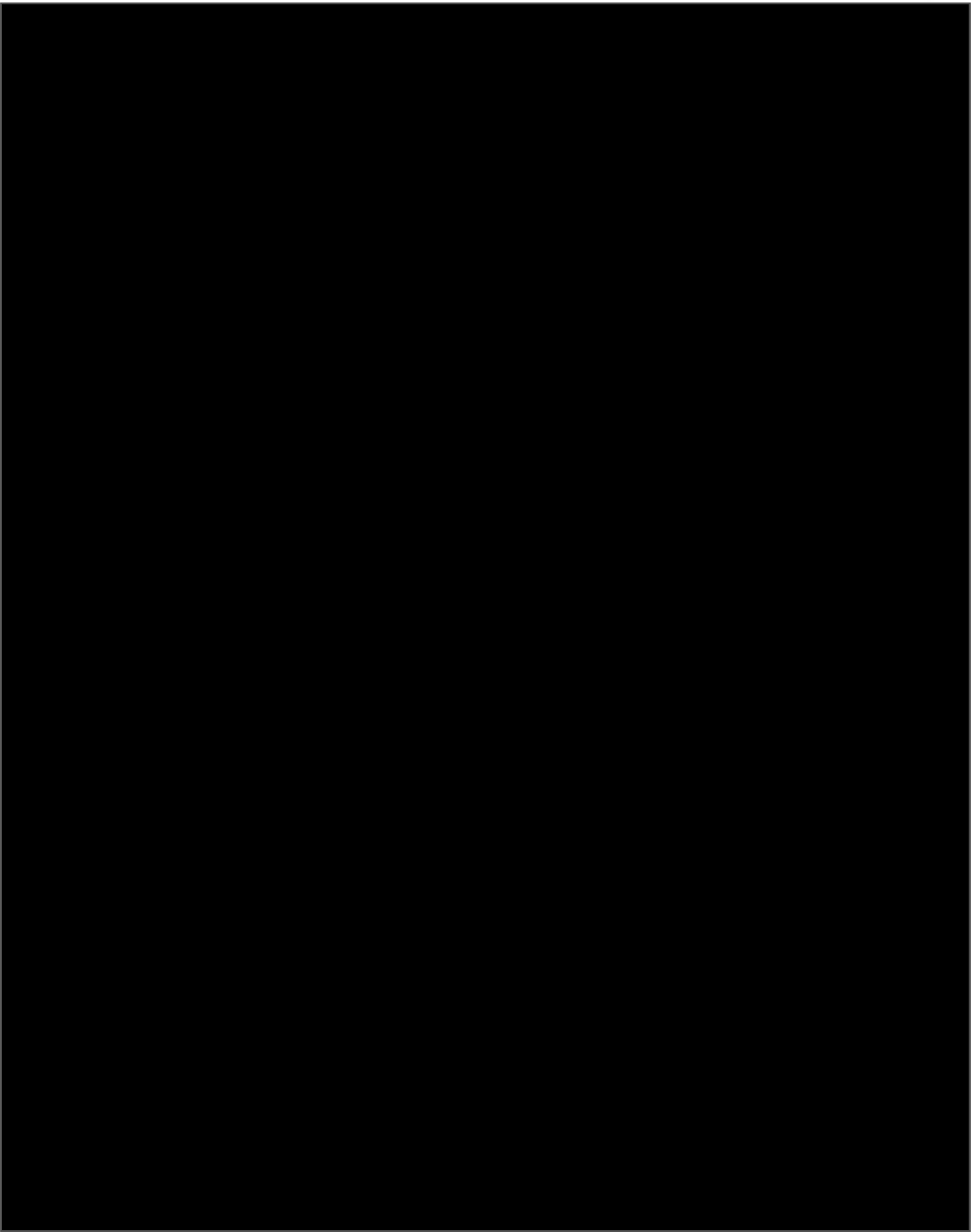
企画提案書

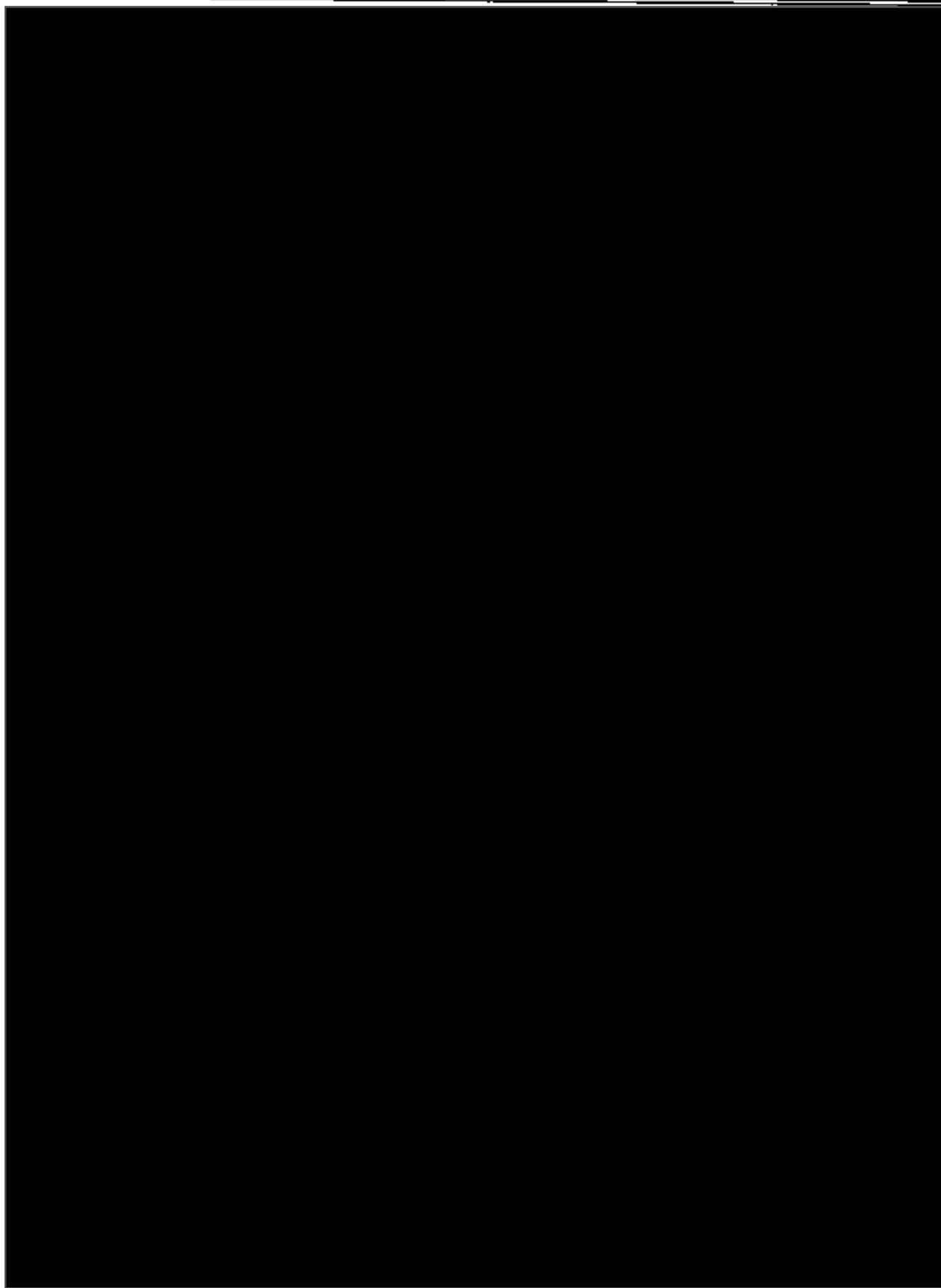
2015 年 3 月 13 日

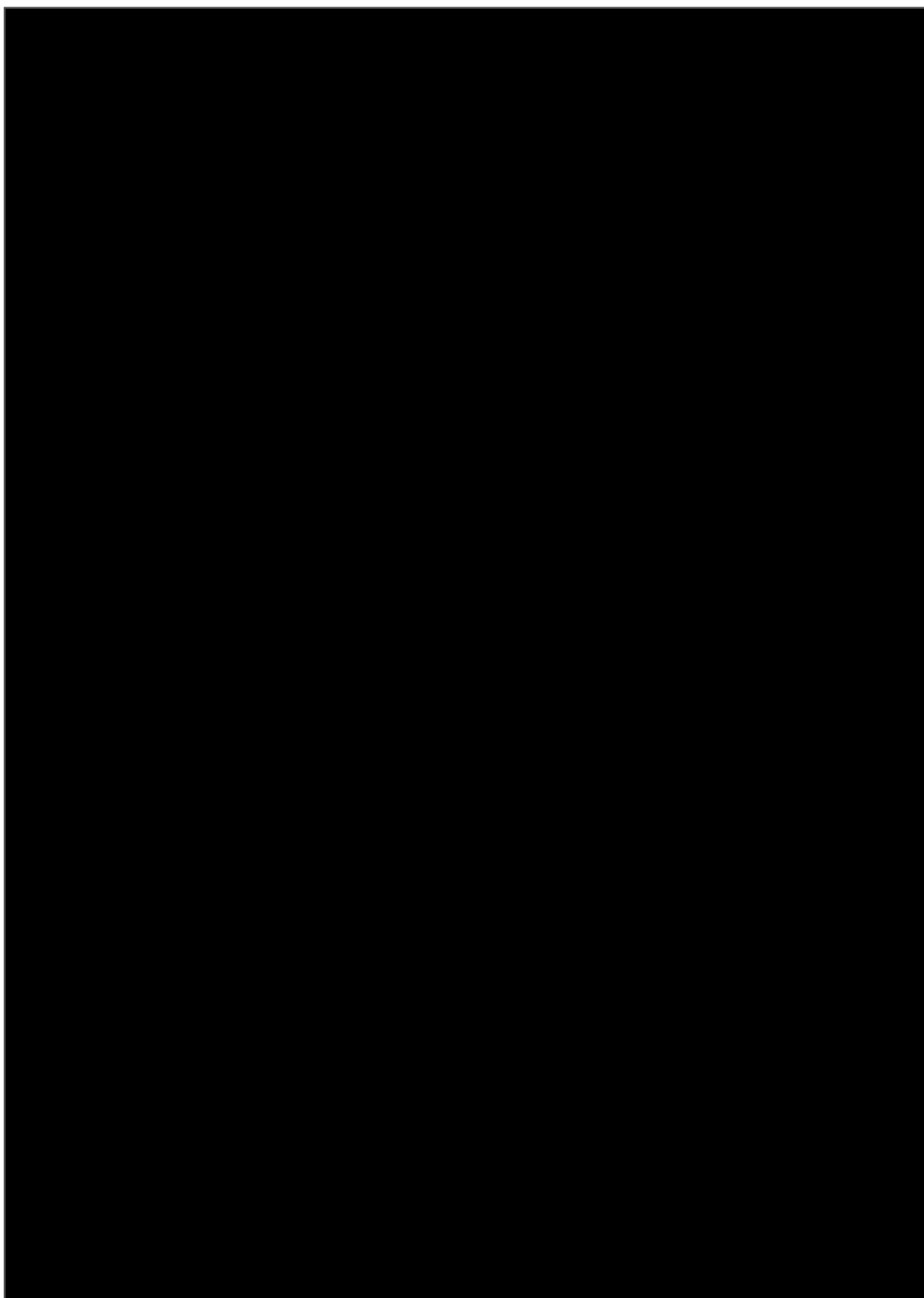
WASHINGTON | CORE

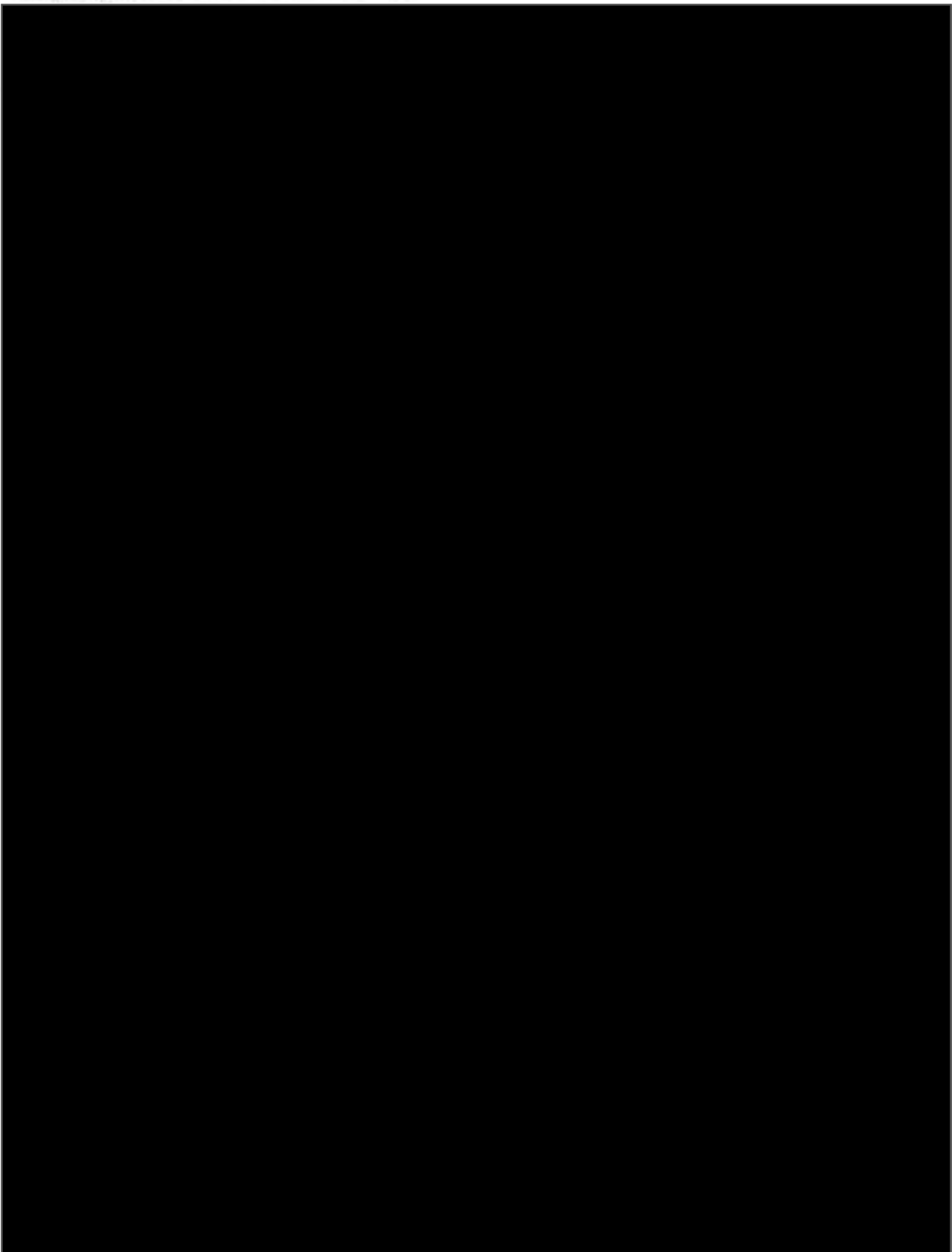
本資料に関するお問い合わせ先:

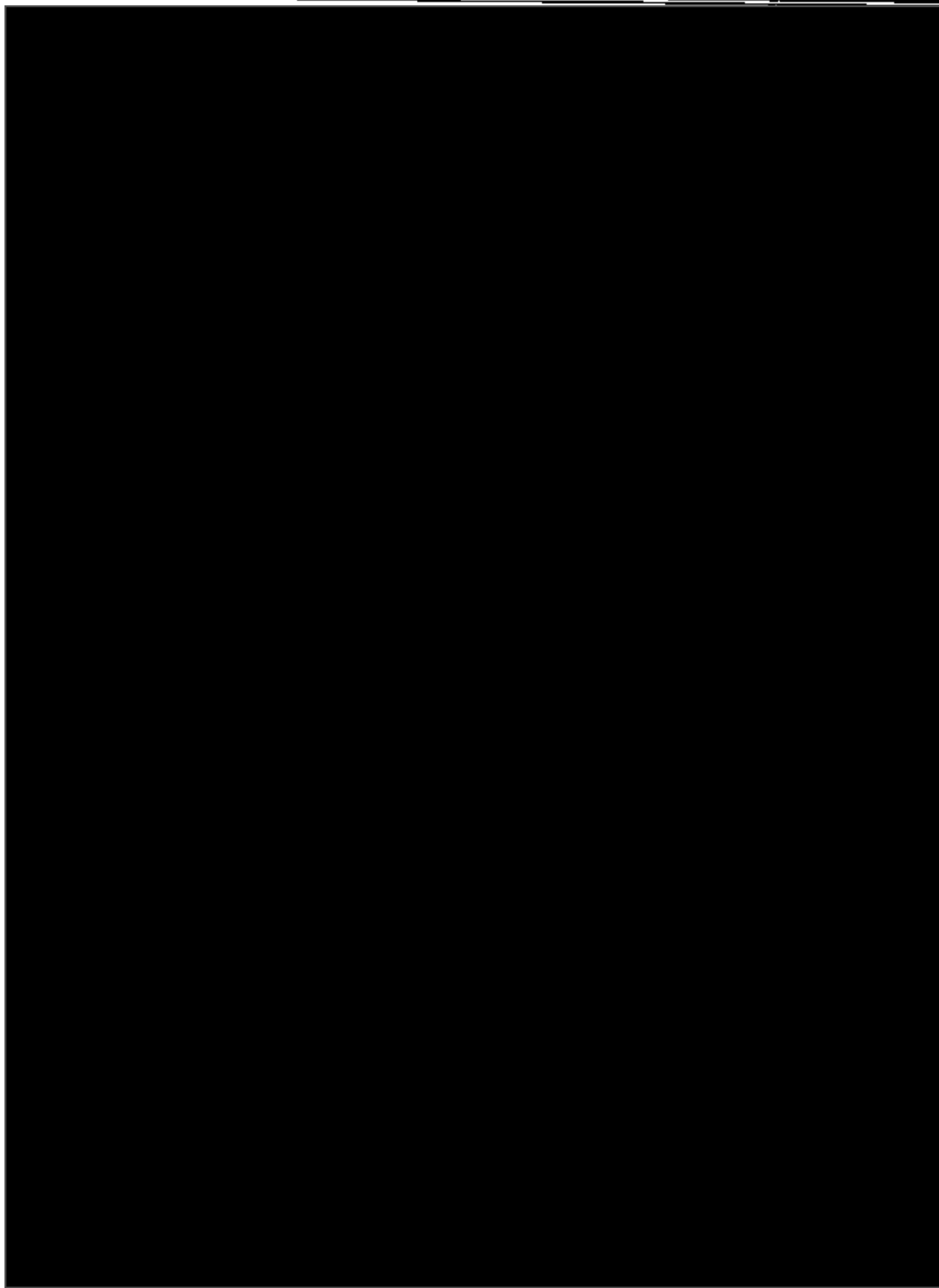


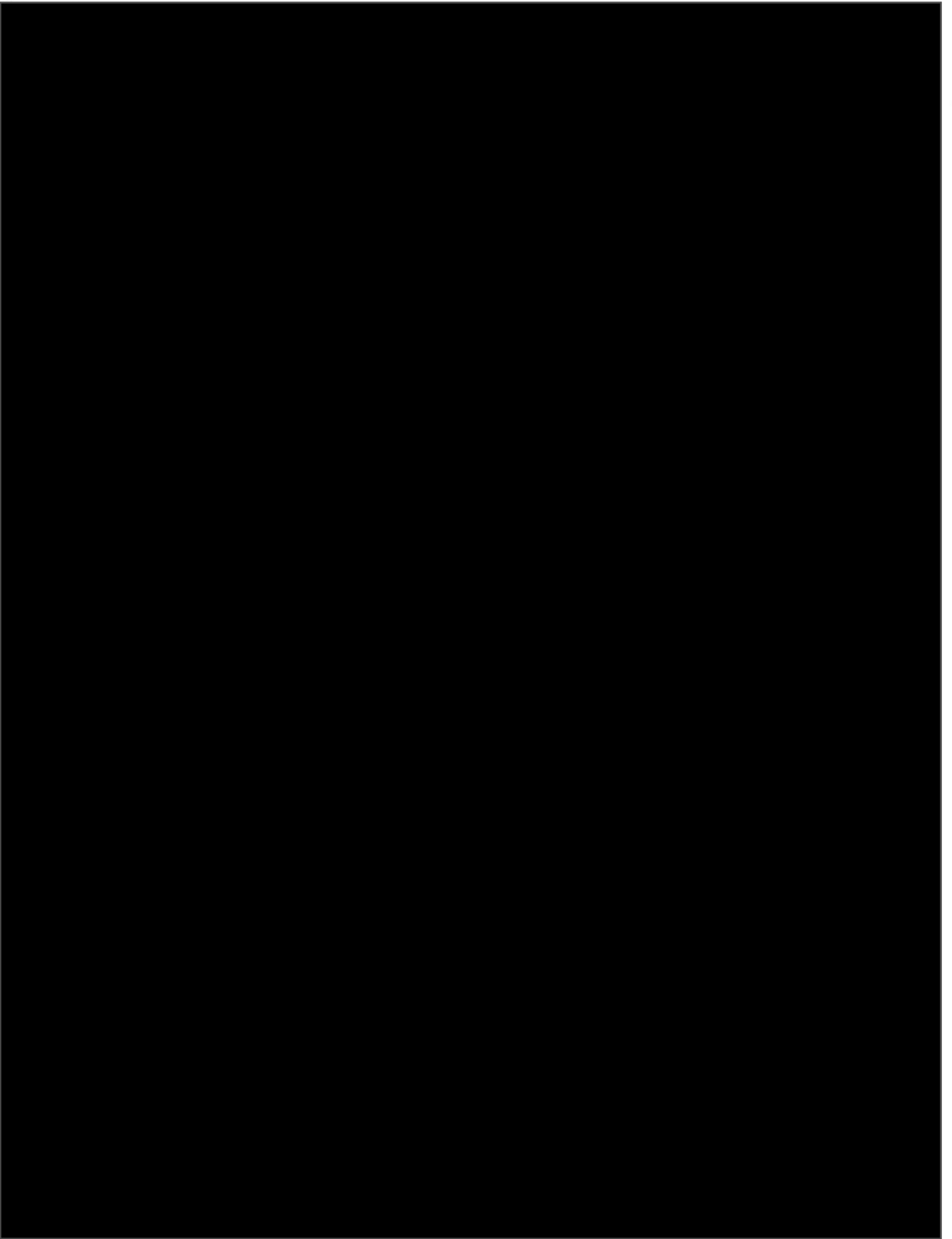














【平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業】
経費御見積 内訳

2015年3月13日 提出

為替レートは、日経発表の

(1) ワシントンDO都市圏準備室設置に係る支援

経費項目	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考

(2) FARA及び高野所長に係る支援

経費項目	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考

(3) 事務所設置に係る支援

経費項目	詳細	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考

(4) 駐在員ビザ取得及び赴任に係る支援

経費項目	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考

(5) 現地職員の採用等に係る支援

経費項目	単価	数量	回数	ドル合計	円合計	備考

FOIA b 7 E

FOIA b 7 E

FOIA b 7 E

(1)-(4) b 7 E

(様式4) 別紙

【平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業】
御見積 内訳書

平成27年3月13日

ワシントンコアL.L.C.
アメリカ合衆国 メリーランド州 20814
ベセスダ市 イーストウエスト通り4340番地 スイート1110号

下記の通りお見積り致します。人件費、経費、諸経費・管理費それぞれの詳細な内訳は、次項以降をご参照ください。なお、このお見積もりでは、日本銀行が発表している、
を採用しております。

リンク: https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou1503.htm/

1 直接人件費

2 直接経費

御見積もり合計



(様式4)

平成27年3月13日

沖縄県知事 殿

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

積 算 書

みだしについて、積算書を提出します。

社名・代表者	ワシントンコア LLC. 中阪清志
積算見積金額	
見積内訳	(別紙)

* ()に示す金額は、消費税額を含まない見積金額:免税事業者のため、同額表記

※ 留意事項

- ① 別紙は、企画提案仕様書内の委託業務内容(1)～(7)の各業務別に「1.人件費」、「2.経費」の項目を設け、各業務別の額が明示された内容にすること。
- ② 経費ごとに単価と個数を明らかにすること。(記入例:〇〇費 △△円×〇日入=□□円)
- ③ 合理的な理由を挙げ、積算項目等を変更し提案することは妨げない。
- ④ 県が企画提案仕様書で指示する全ての業務に必要な通訳・翻訳は人件費として計上すること。

(様式5)

平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業

委託事業の執行体制

